

## 1 登録業者の状況

### ◎ 登録業者数の推移(各年度末実数)

単位:者(社)

| 年度       | 14年度   | 元年度   | 2年度   | 3年度   | 4年度   | 5年度   |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東京都      | 6,983  | 544   | 570   | 564   | 565   | 553   |
| 全国       | 26,281 | 1,647 | 1,638 | 1,580 | 1,548 | 1,515 |
| 都道府県知事登録 | 25,352 | 1,372 | 1,367 | 1,312 | 1,280 | 1,251 |
| 財務局登録    | 929    | 275   | 271   | 268   | 268   | 264   |

※ 複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者については、財務省の出先機関である財務局に登録されます。

## 2 行政処分の状況

### ◎ 行政処分の種類別件数の推移

単位:件

| 年度          | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 登録取消処分      | 1   | 0   | 0   | 1   | 0   |
| 違反情状の特に重いもの | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 欠格条項に該当するもの | 1   | 0   | 0   | 1   | 0   |
| 所在不明によるもの   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 業務停止処分      | 3   | 2   | 0   | 0   | 1   |
| 業務改善命令      | 4   | 1   | 1   | 1   | 2   |
| 行政処分総件数     | 8   | 3   | 1   | 2   | 3   |

## 3 苦情・相談の状況

### ◎ 苦情・相談件数の推移

単位:件

| 年度      | 元年度   | 2年度   | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 苦情・相談件数 | 1,477 | 1,172 | 763 | 664 | 741 |

### ◎ 苦情・相談の主な内容

- ・ 登録照会に関するもの 196件 (うち、無登録であったもの 157件)
- ・ 取立て行為 26件
- ・ 保証金詐欺 24件
- ・ 債務整理 17件
- ・ 金利に関するもの 15件
- ・ 契約内容 11件

## 電話による相談事例(ヤミ金融や詐欺などに関するもの)

### (事例1)

SNSで「お金を貸します」というのを見つけ、やり取りしました。

相手から、「最初に信用を確認するので、給料を全額振込んでください」と言われ、今日のお昼ごろ、給料全額17万円を、相手が指定した銀行口座に振り込んでしまいました。

その後、SNSで連絡しているのですが、返答がありません。詐欺に遭ったみたいですが、どうしたらよいのでしょうか。

(女性、年齢不詳、会社員)

### (事例2)

運転資金に窮し、ネットで融資先を探し申し込んでいたところ、最初に35万円を振り込むように指示された。不審感を抱いたため、都の登録貸金業者か否か調べて欲しい。

(男性、50歳代、自営業)

### (事例3)

SNSの広告で見つけた貸金業者に連絡し、ヤミ金業者だとわかっていましたが、毎月の支払に困っていたので、借りてしまいました。

高金利な上に取り立てが厳しく、仕事中にも電話が来て、会社にも迷惑をかけてしまい困っています。何か良い対策があればと思い電話をしました。

(男性、年齢不詳、会社員)

### (事例4)

お金を貸すから、銀行口座の通帳とキャッシュカードを送れと言われ、言われたとおりに郵送してしまいましたが、お金は貸してもらえませんでした。

銀行に問い合わせたところ、「これは、犯罪ですよ。警察に連絡しなさい。」と言われ、すでに、何らかの犯罪に使われたようで、何十万円もの入出金があったとのことでした。

警察に行かなくてはだめでしょうか。

(男性、年齢不詳、職業不詳)

### (事例5)

私の友人が「お金を借りるためには携帯電話を購入して、その携帯電話を送ってもらう必要がある」と言われたそうです。友人は言うとおりにしたそうですが、お金を借りられない上に、さらにもう1台携帯電話を送るよう言われたとのことでした。これって詐欺ですか。

(女性、50歳代、職業不詳)

- 融資の実行前に保証金や事務手数料等の名目で、金銭の振り込みを要求することは詐欺の疑いがあります。また、一方的に本人の口座に金銭を振り込んで返済を迫る「押し貸し」や、正規の登録業者名や架空の登録番号等を詐称し、違法な融資を行う「なりすまし」などは、ヤミ金融の手口といえます。

都は相談者に対し、地元警察署に事情を説明するようアドバイスするとともに、警視庁に情報提供を行っています。

- 貸金業者が契約前に金銭を受け取ることは原則ありません。少しでも疑わしいと思われる行為があった場合は、都の相談窓口にご連絡ください。  
(03-5320-4775)